

浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 22 号

浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年
浜田市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30 年以上
979,000 円
909,000 円
849,000 円
809,000 円
734,000 円
689,000 円

「

30 年以上 35 年未満	35 年以上
979,000 円	1,079,000 円
909,000 円	1,009,000 円
849,000 円	949,000 円
809,000 円	909,000 円
734,000 円	834,000 円
689,000 円	789,000 円

を

に

」

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団
員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従
前の例による。